

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及びその者の勤務実績を勘案し、経営協議会の議を経て、学長が、その額の100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額することができるとしている。

北陸先端科学技術大学院大学は、豊かな学問的環境の中で世界水準の教育と研究を行い、科学技術創造により次代の世界を拓く指導的人材を育成するとの理念のもと、国内外から多様な出身・分野の学生が集まることの特性を生かし、大学院大学として新しい分野を拓き得る人材の育成を行うことを使命としている。そのため本学では、学長のリーダーシップの下、グローバル化の一層の推進、産学連携の強化、人事・給与システム改革、ガバナンス機能の強化等の取組を推進している。

そうした中で、北陸先端科学技術大学院大学の学長は、職員数約330名を有する法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。

北陸先端科学技術大学院大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言え、これまでの各年度における業績評価の結果を勘案したものとしている。

こうした職務内容の特性を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

【主務大臣の検証結果】

職務内容の特性や業務の実績、国家公務員指定職適用官職との比較などを考慮すると、法人の長の報酬水準は妥当であると考えられる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

適用者なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成25年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	千円	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	15,358	10,654	3,892	千円 319 (特別調整手当) 492 (単身赴任手当)		3月31日	
A理事	13,019	9,030	3,298	千円 270 (特別調整手当) 420 (単身赴任手当)		3月31日	
B理事	12,649	9,030	3,298	千円 270 (特別調整手当) 49 (通勤手当)		3月31日	
C理事	10,360	6,994	2,596	千円 349 (地域手当) 420 (単身赴任手当)			◇
D理事 (非常勤)	1,299	1,299	0	千円 0 ()			
A監事 (非常勤)	1,082	1,082	0	千円 0 ()		3月31日	※
B監事 (非常勤)	1,082	1,082	0	千円 0 ()		3月31日	

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「特別調整手当」とは、近隣の国立大学法人職員の給与水準との権衡等を考慮して支給しているものである。

注3:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域からの人事交流者等に対し、当面の間、給与上の配慮として支給しているものである。

注4:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成25年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注1:「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中の予算の年度展開を参考に、本学にて決定した当初予算の範囲内で運用している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学給与規則に定める職種に応じた俸給表(国に準拠したもの)を基本として決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の能率、勤務成績に応じて、現に受けている俸給の昇給・昇格及び賞与における支給割合の増減を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下基準日という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。
昇給	昇給日前1年間の勤務成績に基づき決定される昇給区分に応じた号俸数を昇給させることができる。
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ本学が基準としている必要経歴年数を有している者を上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

- ①国の給与法改定に準拠して、以下の改定を行った。
 - ・各職務の級の最高号俸を含めた上位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減した。
 - ・55歳を超える職員の昇給を抑制した。
 - ・経過措置(平成18年3月31日の俸給月額の99.1%を支給)を終了した。
- ②月給制とは別に年俸制を導入した。
- ③特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。
 - (職員について)
 - ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - ・俸給月額を減額(俸給表・級に応じて $\Delta 4.77\%$ ～ $\Delta 9.77\%$)
 - ・地域手当等の俸給月額に連動する諸手当を減額(俸給表・級に応じて $\Delta 4.77\%$ ～ $\Delta 9.77\%$)
 - ・管理職手当を減額($\Delta 10\%$)
 - ・期末手当及び勤勉手当を減額($\Delta 9.77\%$)
 - (役員について)
 - ・実施期間:平成24年7月～平成26年3月
 - ・基本給を減額($\Delta 9.77\%$)
 - ・地域手当等の基本給に連動する諸手当を減額($\Delta 9.77\%$)
 - ・期末特別手当を減額($\Delta 9.77\%$)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	254	42.6	6,399	4,815	71	1,584
事務・技術	115	38.2	4,765	3,639	84	1,126
教育職種 (大学教員)	138	46.1	7,770	5,802	61	1,968
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	1					
事務・技術	1					
非常勤職員	7	44.2	6,584	4,989	49	1,595
教育職種 (大学教員)	7	44.2	6,584	4,989	49	1,595

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分中「在外職員」及び「任期付職員」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注3:区分中の職種「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注4:常勤職員のその他医療職種(看護師)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:再任用職員の事務・技術については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

【年俸制適用者】

区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	1					
教育職種 (年俸制適用職員)	1					
再任用職員	6	65.7	8,961	7,308	105	1,653
教育職種 (特任教授(年俸制))	4	66.8	11,387	9,215	37	2,172
事務・技術 (年俸制適用職員)	2					
非常勤職員	21	38.2	4,600	4,540	29	60
年俸制契約職員	20	38.5	4,576	4,576	31	0
教育職種 (年俸制適用職員)	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:区分中「在外職員」及び「任期付職員」については、当法人において該当者がいないため省略した。

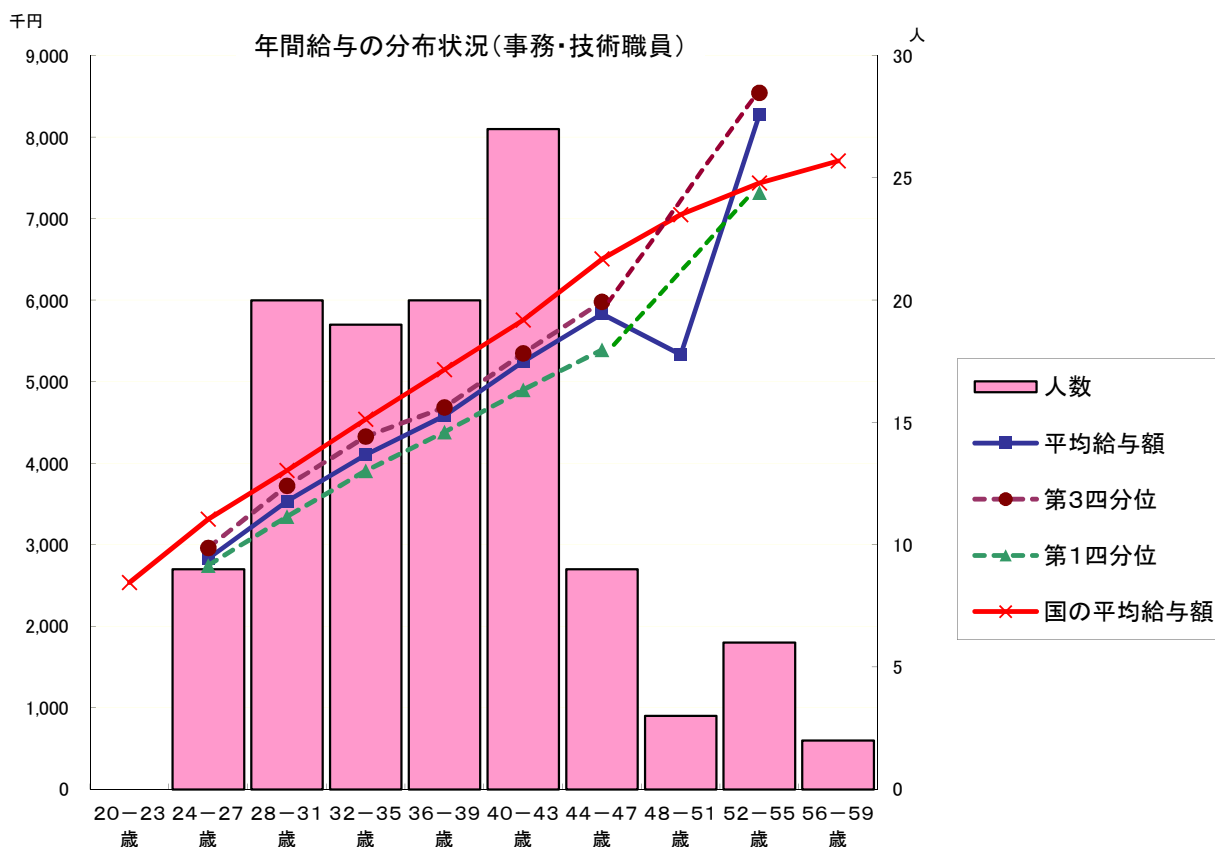
注3:区分中の職種「医療職種(病院医師)」及び「医療職種(病院看護師)」については、当法人において該当者がいないため省略した。

注4:常勤職員の教育職種(年俸制適用職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注5:再任用職員の事務・技術(年俸制適用職員)については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6:非常勤職員の教育職種(年俸制適用職員)については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

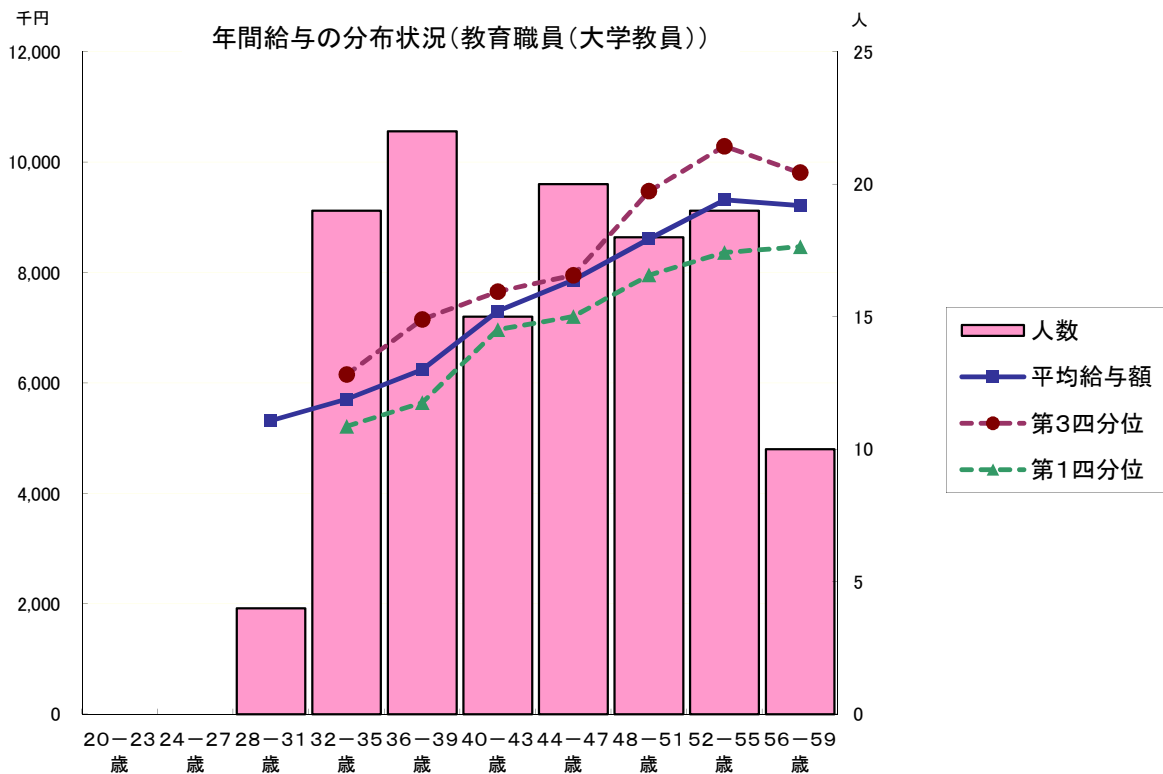
注2:年齢48～51歳及び56～59歳の該当者はそれぞれ4人以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注3:年齢56～59歳の該当者は2人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位			
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位							
・特別学長補佐	1		—	—			
・部長	2		—	—			
・課長	7	48.1	6,721	7,150	7,320		
・課長補佐	2		—	—			
・係長	41	42.6	4,880	5,112	5,349		
・主任	23	37.1	3,963	4,368	4,579		
・係員	39	30.7	3,182	3,520	3,869		

注:特別学長補佐、部長及び課長補佐の該当者はそれぞれ2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



注:年齢28～31歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・教授 ・准教授 ・助教	57	54.0	8,616	9,382	10,135
	45	43.6	7,011	7,295	7,584
	36	36.8	5,279	5,578	5,794

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		一般職員	主任 一般職員	係長 主任	副課長 係長	課長 副課長	課長
人員 (割合)	115 人	10 人 (8.7%)	33 人 (28.7%)	59 人 (51.3%)	3 人 (2.6%)	4 人 (3.5%)	3 人 (2.6%)
年齢(最高 ～最低)		31～24 歳	40～28 歳	57～33 歳	52～47 歳	54～41 歳	59～44 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,461～2,067 千円	3,458～2,439 千円	4,542～2,898 千円	5,156～4,030 千円	5,657～4,742 千円	6,273～5,516 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,196～2,695 千円	4,421～3,182 千円	6,040～3,884 千円	6,703～5,403 千円	7,320～6,122 千円	8,083～7,235 千円

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		企画調整役 副理事	企画調整役 副理事	特別学長補佐	
人員 (割合)		2 人 (1.7%)	1 人 (0.9%)	() %	() %
年齢(最高 ～最低)		}	}	}	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	}	}	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	}	}	}

注:7級及び8級における該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	138 人	() %	36 人 (26.1%)	() %	45 人 (32.6%)	57 人 (41.3%)	() %
年齢(最高 ～最低)		}	49～31 歳		61～33 歳	64～41 歳	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	4,851～3,732 千円		6,175～4,800 千円	8,443～5,679 千円	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	6,287～4,964 千円		8,256～6,362 千円	11,554～7,797 千円	}

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	60.5%	62.5%	61.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.5%	37.5%	38.5%
	最高～最低	49.9～32.9%	46.5～30.4%	46.9～31.6%
一般職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	66.7%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	33.3%	34.3%
	最高～最低	41.8～31.9%	40.5～29.5%	37.8～30.6%

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	65.8%	65.5%	65.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.2%	34.5%	34.3%
	最高～最低	45.2～32.2%	46.5～27.2%	45.9～30.7%

注:当法人における教育職員には、管理職員の区分なし。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.8
99.4

対他の国立大学法人等

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

100.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 90.8	
	参考	地域勘案 98.9 学歴勘案 89.8 地域・学歴勘案 98.6
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 83% (国からの財政支出額 6,497百万円、支出予算の総額 7,822百万円：平成25年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成24年度決算)</p> <p>【検証結果】 対国家公務員の法人基準年齢階層ラスパイクス指数は上記のとおり100を下回っており給与水準は適切であると考えます。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考えます。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>	
講ずる措置	国家公務員に準拠した給与としており、適切な給与水準であると考えますが、引き続き適切な給与水準を維持するよう努めます。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

100.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成25年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年度)	前年度 (平成24年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年 度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 2,025,148	千円 2,066,991	千円 (%) △ 41,843 (△2.0)	千円 (%) 61,307 (3.1)
退職手当支給額 (B)	千円 207,667	千円 139,775	千円 (%) 67,892 (48.6)	千円 (%) 104,211 (100.7)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 794,472	千円 799,075	千円 (%) △ 4,603 (△0.6)	千円 (%) △ 65,372 (△7.6)
福利厚生費 (D)	千円 334,417	千円 324,485	千円 (%) 9,932 (3.1)	千円 (%) 22,597 (7.2)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 3,361,704	千円 3,330,326	千円 (%) 31,378 (0.9)	千円 (%) 122,743 (3.8)

注:「非常勤役職員給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18.役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

①対前年度比の増減の主な要因

最広義人件費は主に以下の理由により対前年度比0.9%の増となったものである。

- ・給与、報酬等支給総額(A)は、給与減額支給措置により削減し、前年度比2.0%減となった。
- ・退職手当支給額(B)は、「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき削減したが、職員としての在職期間を長く有する複数の役員が退職したことにより前年度比48.6%増となった。
- ・非常勤役職員等給与(C)は、職員数が増加した一方、給与減額支給措置及び「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき削減したことに加え、人材派遣契約に係る費用を削減したことなどにより前年度比0.6%減となった。
- ・福利厚生費(D)は、非常勤役職員等給与のうち、派遣職員以外の職員の給与総額の増加による社会保険料(事業主負担分)の増加などにより前年度比3.1%増となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし